

東京第一会計ニュース

2015(平成27)年1月1日発行

No.101
CONTENTS

新年のご挨拶

第36回 末広会総会ご報告

顧問先紹介【株式会社 オハナ】

税務調査の事前通知の現状

クローズアップ

雑学入門

健

いしづえ

二〇一五年
迎春



税務調査の事前通知の現状

今回は平成23年12月に改正された国税通則法についてご紹介します。

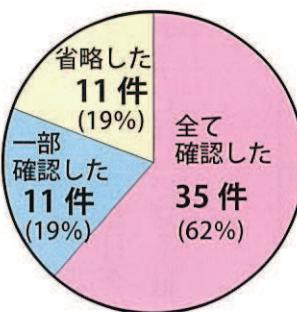
国税通則法は、税務調査の手順を明文化した法律です。この法律には税務調査実施前に、納税者と税理士へ調査の日にちや場所、税目、目的など、11項目を通知することと定められています。施行から2年余りが経ち実際にどのような運用状況となっているのか、全国61税理士事務所にとったアンケートの結果を一部抜粋ではありますが見ていくことにしましょう。

回答税理士事務所数

札幌	7件	11%
仙台	5件	8%
関信	13件	21%
東京	17件	28%
金沢	3件	5%
名古屋	3件	5%
大阪	4件	7%
広島・高松	6件	10%
沖縄・福岡・熊本	3件	5%

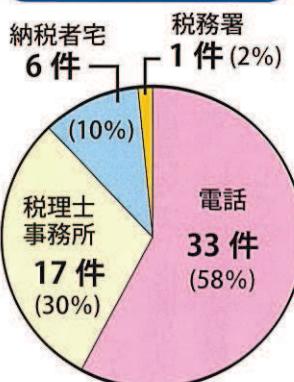
[有効回答 61件]

事前通知11項目の確認は？



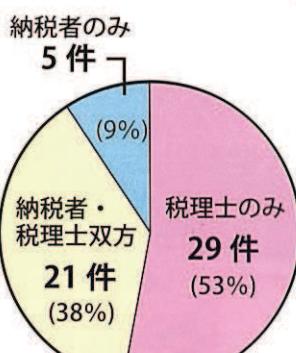
[有効回答 57件]

事前通知の11項目の確認



[有効回答 57件]

事前通知の確認場所



[有効回答 55件]

税務調査の手続き

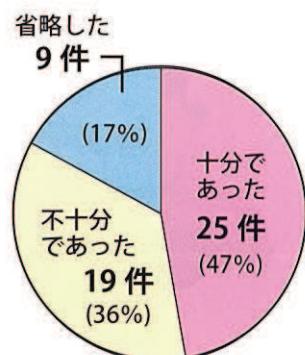
事前通知

事前通知11項目の明示が不十分であった事項は？ (11項目中 複数回答)

⑦調査目的（理由）の説明	7件	31%
⑨調査対象帳簿書類・物件	6件	26%
⑪通知以外の非違の追加調査	3件	13%
⑩調査日時、場所の変更の旨	3件	13%
⑥調査対象税目	2件	9%
⑤調査場所	1件	4%
③調査担当者の氏名・所属部署等	1件	4%

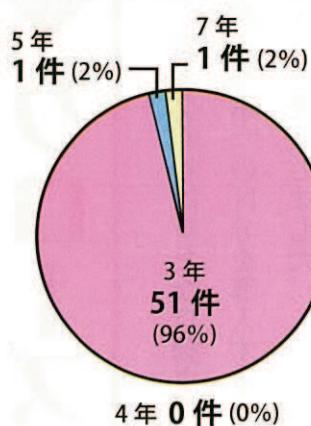
[有効回答 23件]

事前通知11項目の確認結果は？



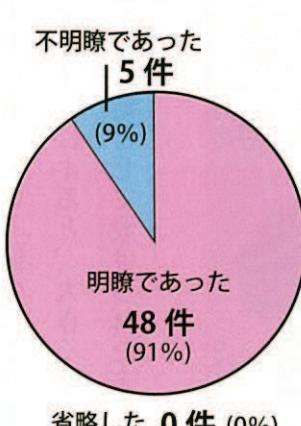
その結果

● 明示された期間は？



● 明示された期間

● 調査対象期間の明示は？



このアンケート結果から読み取ることは、質問にもある通り税務職員の国税通則法の理解度が低いということです。税務調査の入り口である事前通知の11項目にしても説明不備が散見され、逆に納税者・税理士側からの指摘によって説明の漏れていった項目を確認するといった事案もあるようです。

冒頭にも書きましたが、国税通則法は税務調査の手順を明文化した法律です。つまり、本来であればこの手続きに不備があった場合、税務調査自体が違法となり無効とされてもおかしくはないのです。

一部報道では消費税増税に関する世論調査で、「現状10%へ引き上げる状況ではない」との回答が7割超となっているようです。

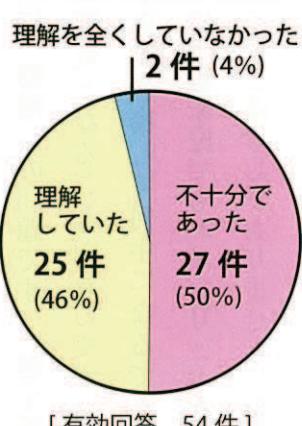
政府は7～9月の国内総生産（GDP）速報値を踏まえて判断するとしていますが、前回

同様、日銀の金融緩和政策の追加も相まって「景気上昇」の判断をされてしまうのでしょうか。

また、調査官が任意調査にもかかわらず強制調査のような言動をしたりと、強権的な姿勢を見せた事案も報告されています。

中小企業への負担の増加、一般消費者への負担の増加、このことを肌で感じ取っている世論の声。消費税率引上げが行われないことを切に願うばかりです。

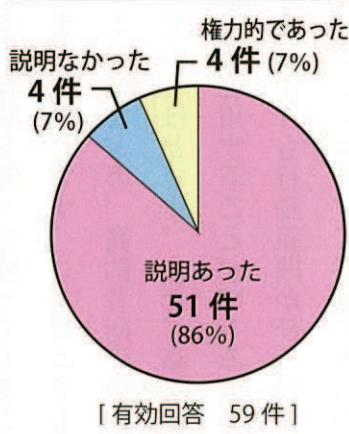
● 調査官の対応・理解度は？



● 調査官の改正国税通則法の理解度

● 納税者の理解と協力を求める説明

● 課税庁は、納税者の理解と協力を求める説明あつたか？



最後に…

課税庁のこうした実態は近年始まったことではなく昔から存在した問題でもあります。調査を受ける側としてはしばしば弱者の立場にされてしまいがちですが、毅然とした態度で相手と接し、行動を律することも重要ではないでしょうか。



クローズアップ。超小型車

一昨年、国土交通省は新たな自動車の区分として「超小型車」の区分を導入するためのガイドラインを発表しました。

「超小型車」というのは現在の軽自動車よりも小さくて排気量が少なく、原動機付自転車よりも大きいものという区分になります。そのガイドラインによると、大きく分けて二つの事柄への対策として設けられたようです。



環境問題

一つ目は、環境への問題です。「超小型車」の動力は電気となることが有力です。ハイブリッド車が登場して何年になるでしょう。今では一般家庭でもハイブリッド車を所有していることは珍しくありません。最近ではモータースポーツでも、ガソリン車と同じレースに参加しているなど、パワー面でも劣

ることはないようです。

環境問題には、二酸化炭素排出削減のほかに、都心部での交通環境の問題もあります。入り組んだ道、狭い路地などの多い都心部での活用を見込んでいるようです。



高齢化問題

二つ目は高齢化の問題です。高齢者にとって、少し離れたところにあるスーパー・マーケットまで行き、荷物を持って帰ってくることは、負担の大きなことです。コンビニでも、惣菜や宅配サービスなどの、高齢者向けの市場展開を行っているほどです。また、高齢者が「超小型車」を利用できるようになれば、今までよりも行動範囲がひろがり、より多くの地域コミュニティに参加できるのではないかということも考えられます。

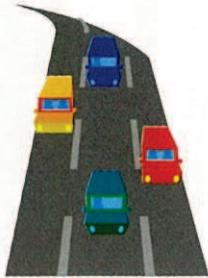


これらの点を各メーカーは懸念しており、大量生産に踏み切れていないというのが現状のようです。

これらの問題を解決すべく、検討されてきたのが、「超小型車」なのですが、その実装・普及にあたっては問題点が山積みのようです。自動車メーカーからは、この「超小型車」の市場がどの程度の規模なのか、全く見当がつかないとの声も上がっているようです。市場規模が小さければ、当然、生産台数も少なくなり、結果的に販売価格が高くなってしまいます。市場の拡大・普及をしようとすれば、軽自動車より安い価格帯が求められており、そうなると、メーカーあたり数十万台の生産を要する規模の市場が不可欠になってしまいます。

自動車メーカーからは、この「超小型車」の市場がどの程度の規模なのか、全く見当がつかないとの声も上がっているようです。

自動車メーカーからは、この「超小型車」の市場がどの程度の規模なのか、全く見当がつかないとの声も上がっているようです。



幹線道路などの、交通量の多い場所を走行するには、あまり向いていないのかもしれません。

また、大型車から見えづらいことなどから、事故の発生増加も懸念されています。実際、「超小型車」の導入が進んでいるフランスのパリ市内では、このクラスの交通事故の增加が問題となっているようです。

都心部の道路環境整備にも検討を要する課題があります。「超小型車」は排気量125cc、一人乗りから二人乗り、最高速度は50～60キロメートル程度とされていますが、走行する場所はどこになるかということです。車道を走行する場合、大渋滞の大きな原因となることが予想されます。

また、「超小型車」は電気自動車を前提としているため、電気の充電場所の確保についても同様のことがいえるかもしれません。

基本的には家庭の電源で充電ができる仕様になっているものが多いですが、最大航続距離が50キロメートルと短いものもあり、郊外で使用した場合、充電切れの心配もあります。

環境整備



では、専用道路を作らなければいけないのでしょうか。

現在、都市部では自転車の専用車線を設置しているところもありますが、普及している

というには程遠い状況にあります。そのような中で、「超小型車」専用車線を新たに設けることは、現実的ではないように思えます。

駐車場という問題もあります。「超小型車」は普通乗用車の約半分ほどのスペースで駐車できることも特徴の一つですが、出かけた先の駐車場に専用の場所がなく、一般車と同じ場所に駐車したのでは利点が全く活かされないことになってしまいます。スーパーマーケットや駅への用途が見込まれる中、こうした出先の機関への対応を求め実行してもらうことも必要不可欠となってきます。

最大の障害となるかもしれないことの一つにTPPがあります。アメリカから現在強く要望されていることの一つに軽自動車規格の廃止があるからです。昨年9月にTPP関連の自動車協議が日本で行われましたが、大きな進展もなかったようです。

TPP問題



各メーカーがコンセプトカーの発表、試乗体験を行い始めてはいますが、これまでに挙げてきた問題点や、実際に販売されてから出てくるであろう様々な要求にどう対処していくのかが、本当の意味での「超小型車」普及につながっていくのではないのでしょうか。

雜學入門

2014年といえば消費税の増税があり、事業を営んでいる皆様にとつては大変な年だったのではないか。どうか。

そのような中でも世間ではさすがに良いニュースもありました。今回は、日本人3名がノーベル賞を同時受賞した青色発光ダイオード(LED)についてご紹介いたします。

●まずはノーベル賞について

ノーベル賞は、ダイナマイトを発明したスウェーデン人のアルフレット・ベルナルド・ノーベルの遺言によつて1901年から物理学・科学など6分野において顕著な功績を遺した人物に贈られるようになりました。現在114年の歴史がある中で、日本人（元日本国籍含む）の受賞者は22名いるということです。とても誇らしいことですね。

●人の役に立つために

色光を再現するためには光の三原色のうちのもう一色、すなわち青色が必要不可欠でした。この青色の発見には30年以上実現困難な課題があり、国内外の企業が取り組んでいましたがうまくいきませんでした。そんな中「窒素カリウム」という材料を使い、1990年代に青色を発見し、発展させたのが今回の日本人受賞者3名でした。

今やあたりまえのように使っているスマートフォンやブルーレイなども彼らの発明なしには実現しなかつたのですね。

「カリウム」という材料を使い、1990年代に青色を発見し、発展させたのが今回の日本人受賞者3名でした。

皆様お正月はいかがお過ごしでしょう
か。普段は忙しい中で日々を過ごして
しまいがちですが、年末年始に一度ゆつ
くりと時間をとつて、去った年を振り
返り、新年に向けてそれぞれの目標を
立ててみるとよいかもしれません。

本年も東京第一会計職員一同、皆様
のご多幸をお祈りするとともに、事業
発展のお手伝いをさせていただきたい
と思います。

編集後記

「礎」へのご意見・ご感想がございま
したら、担当者までぜひお知らせくだ
さい。また、私たち編集部は、「礎」を
通じて様々な情報を発信できるよう努
めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたし
ます。

お知らせ

平成27年1月1日より、
東京第一会計は



平成27年1月1日より、
東京第一会計は
税理士法人 東京第一会計
に生まれ変わります。

●世界を照らす新たな光

素晴らしい功績を遺した方々の諦めない気持ちは、見習いたいですね。

(編集部)

基礎（いしづえ）一東京第一会計ニュース 第101号 2015（平成27）年1月1日発行
発行所：東京第一会計 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル302 電話（03）3367-1251
発行責任者：塩畠 契之